

第三期特定健康診査等実施計画

神奈川県情報サービス産業健康保険組合

平成 30 年 2 月

背景及び趣旨

国は、昭和 53 年からの「第一次国民健康づくり対策」、昭和 63 年からの「第二次国民健康づくり対策」、を経て、平成12年から「21 世紀における国民健康づくり運動(健康日本 21)」として、健康づくり施策を推進してきた。

それとともに健康診断、健康診査(健診)については、医療保険各法に基づき医療保険者が行う一般健診、労働安全衛生法に基づき事業者が行う健診、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき市町村が行う健診として実施されてきた。

これまでは、生活習慣病に関する一次予防、二次予防施策を推進してきたが、「健康日本 21」の中間評価における暫定直近実績値からは、糖尿病有病者、予備群の増加、肥満者(20-60 歳代男性)や日常生活における歩数の減少のように健康状態及び生活改善が見られない、若しくは悪化している状況がある。

このため生活習慣病対策を推進していくうえでは、生活習慣病予備群の確実な抽出、健診・保健指導の質の更なる向上等が課題としてあり、新たな視点で生活習慣病対策を充実・強化していくこととなった。

これらにより「生活習慣予防の徹底」を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健診及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康検査及び特定保健指導の実施並びにその成果にかかる目標に関する基本的事項について定めるものとする。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条により、6 年ごとに 6 年を一期として特定健康診断等実施計画を定めることとする。

当健保組合の現状

当組合は、情報サービス産業を主たる業とする事業所が加入している健康保険組合です。

平成28年度末の事業所数は、644事業所で約9割が神奈川に所在し、また被保険者及び被扶養者についても約9割が、神奈川県に在勤されていると思われる。

加入事業所は、被保険者が50人未満の事業所が全体の約7割を占めています。

1事業所あたりの平均被保険者数は、約63人

当健康保険組合に加入している被保険者は、平均年齢が38歳、男性が全体の約8割を占める。

健康診断については、全国の当組合の契約健診機関で実施することを基本としており、平成28年度末現在128施設。

平成28年度の実施人数は次のとおりとなります。

○一般健康診断	16,066人
○主婦健診	512人
○生活習慣病健診	6,774人
○短期人間ドック	18,315人
○婦人科健診	6,128人
○脳ドック健診	4,148人

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

これまでの健康診断等は、個別疾病の早期発見、早期治療を目的としていたが、今後の健診等は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因になっている生活習慣を改善するための保健指導を行ない、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となります。

このメタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになります。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

従来より被保険者及び被扶養者を対象として組合独自で行ってきた短期人間ドックに特定健診の項目を追加して40歳以上の対象に実施することとし、結果についてもデータを管理することとした。

また、被扶養者の健診を促進させるため、事業主及び被保険者並びに健診機関を通じてのPR等を行うこととする。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

当健保組合が主体となって健康診断を行っており、今後、特定健診対象者については当組合の契約健診機関で受診するよう働きかけることとする。また段階的に健診データを事業者から受領することとする。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成35年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	81.0	83.6	86.2	88.8	91.4	94.0	—
被扶養者	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0	—
被保険者 +被扶養者	73.1	75.5	78.0	80.5	83.0	85.5	85.0

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成35年度における特定保健指導の実施率30.0%とする。

この目標を達成するために、平成30年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

目標実施率 (％)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	国の参酌標準
被保険者	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	—
被扶養者	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	—
被保険者 +被扶養者	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0	30.0

特定保健指導を実施する契約健診機関で行う。

II 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	18,750	20,103	21,578	23,188	24,949	26,874
目標実施率(%)	81.0	83.6	86.2	88.8	91.4	94.0
目標実施者数	15,190	16,808	18,602	20,592	22,806	24,565

被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	6,456	6,621	6,805	7,007	7,231	7,481
目標実施率(%)	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0
目標実施者数	3,229	3,379	3,541	3,716	3,907	4,041

被保険者＋被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
対象者数(推計値)	25,206	26,724	28,383	30,195	32,180	34,355
目標実施率(%)	73.0	75.5	78.0	80.5	83.0	85.5
目標実施者数	18,419	20,187	22,143	24,308	26,713	28,606

① 特定保健指導

被保険者＋被扶養者

(人)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査実施者数(目標)	18,419	20,187	22,143	24,308	26,713	28,606
動機付け支援対象者数	1,669	1,834	2,011	2,210	2,429	2,602
実施率(%)	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0
実施者数	252	331	424	531	657	781
積極的支援対象者数	2,728	2,998	3,294	3,622	3,984	4,265
実施率(%)	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0
実施者数	410	540	693	870	1,076	1,280
保健指導対象者数計	4,397	4,832	5,305	5,832	6,413	6,867
実施率(%)	15.0	18.0	21.0	24.0	27.0	30.0
実施者数	662	871	1,117	1,401	1,733	2,061

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健康診査は、被保険者及び被扶養者ともに全国にある契約健診機関に委託のうえ実施する。
特定保健指導は、契約健診機関の中で特定保健指導を実施する機関が行うこととする。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とし、40歳以上の短期人間ドックの検査項目に含むものとする。

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健康診査

個別契約として、被保険者・被扶養者ともに当組合の全国にある契約健診機関にて実施する。(40歳以上の短期人間ドックを受診)

イ 特定保健指導

当組合の全国にある契約健診機関で特定保健指導を実施する機関にて行うこととする。

(5) 受診方法

原則、本人又は事務担当者が契約健診機関に希望の日時で予約のうえ、特定健康診査又は、特定保健指導を受ける。

当該被保険者・被扶養者は、契約健診機関に希望の日時で予約し、申込書を組合に送付、組合は受診資格を確認のうえ、申込書(写)を契約健診機関に送付し、到着後申込書(写)が受診券の役割となり特定健康診査、特定保健指導を受ける。

受診の窓口負担は無料とする。ただし、規定の実施項目以外を受診した場合はその費用は個人負担とする。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から電子データを随時(又は月単位)受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、契約健診機関で特定保健指導を実施する機関に委託する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、神奈川県情報サービス産業健康保険組合個人情報保護管理既定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所に文章等を送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合保健事業委員会において見直しを検討する。

VII その他

当健保組合の職員については、特定健康診査・特定保健指導等の実践養成のため研修に随時参加させる。